

第108号議案

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月1日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「個人生活」を「個人」に改める。

第8条第1号本文を次のように改める。

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録で作られる記録をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

第8条第1号ウを次のように改める。

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方

公務員及び地方独立行政法人（個人情報保護法第2条第10項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

第8条第2号中「開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の利益を明らかに損なうと認められるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第8条第3号を次のように改める。

(3) 区政執行に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に係る情報に関し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれ
- イ 監査、検査、取締り、調査、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 重大な社会的障害が発生するおそれ

第9条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第10条の見出し中「存否非開示」を「存否応答拒否」に改め、同条中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、「又は個人の権利利益を害するおそれがあるとき」を削り、「開示しない」を「明らかにしないで、当該開示請求を拒否する」に改める。

第11条第1項中「全部非開示」を「全部不開示」に、「、存否非開示」を「及び存否応答拒否」に、「受理した日の翌日から起算して」を「開示請求があった日から」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第7条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第11条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第11条第4項中「非開示決定」を「不開示決定」に、「非開示の理由」を「不開示の理由」に改め、同項後段を削り、同条第5項中「非開示決定」を「不開示決定」に、「非開示で」を「不開示で」に改め、同条第6項中「すべて」を「全て」に改め、同条第7項中「、又は」を「又は」に、「場合には」を「ときには」に、「非開示決定」を「不開示

決定」に改め、同条第 8 項中「非開示決定」を「不開示決定」に改める。

第 14 条第 1 項ただし書中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定は、前条第 3 項の規定により開示されたものとみなした場合について準用する。

第 15 条第 2 項中「第 9 条第 1 項本文」を「第 9 条、第 17 条、第 24 条、第 2 章第 3 節及び第 4 節並びに第 50 条第 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 実施機関に対する開示の決定又は開示請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第 2 章の規定の適用については、同法第 11 条第 2 項中「第 9 条第 1 項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第 4 条の規定により審査請求がされた行政庁（以下「審査庁」という。）」と、同法第 13 条第 1 項及び第 2 項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第 25 条第 7 項中「あったとき、又は審理員から第 40 条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第 44 条中「行政不服審査会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」と、「受けたとき（前条第 1 項の規定による諮問を要しない場合（同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合にあっては同項第 2 号又は第 3 号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第 50 条第 1 項第 4 号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「足立区情報公開・個人情報保護等審査会」とする。

第 15 条の 2 第 3 項後段を削る。

第 19 条第 1 項ただし書中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第 20 条第 2 号中「及び」を「、」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前になされた開示請求に対する実施機関の開示義務、開示に係る手続、実施機関がした開示等の決定又は不作為についての不服申立てその他の事項については、なお従前の例による。

(提案理由)

個人情報保護に関する法律の改正に伴い規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。